

福岡県公報

令和六年十一月二十二日
第五百五十号
増刊
②

目次

規 則 (第四十七号―第四十九号)

- 福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉総務課) ……………一
- 福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………五
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) ……………七

規 則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十一月二十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十七号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号（第21条）

救助業務に要した経費算出内訳

(災害名)

種 目 別 区 分	実 支 出 額			算定基準による算定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額	
I 救助業務に要した経費							
1 救 助 費							
(1) おそれ段階における避難所設置費	避難所	延	人		延	人	
	福祉避難所	延	人		延	人	
	ホテル・旅館等	延	人		延	人	
	その他()	延	人		延	人	
	計	延	人		延	人	
(2) 避難所設置費	避難所	延	人		延	人	
	福祉避難所	延	人		延	人	
	ホテル・旅館等	延	人		延	人	
	その他()	延	人		延	人	
	計	延	人		延	人	
(3) 応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅		戸			戸	
	賃貸型応急住宅		戸			戸	
	応急修理期間中の仮設住宅の使用		戸			戸	
	計		戸			戸	
(4) 炊出しその他による食品の給与費	延	人		延	人		
(5) 飲料水供給費	延	人		延	人		
(6) 被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出		世帯			世帯	
	半壊(焼)・床上浸水		世帯			世帯	
	計		世帯			世帯	
(7) 医療及び助産費	医療	延	人		延	人	
	助産	延	人		延	人	
	計	延	人		延	人	
(8) 被災者の救出費		人			人		
(9) 住宅の被害拡大を防止する緊急措置費(フルーメント展開費)	自力又はボランティアによる施工		世帯			世帯	
	建設団体企業等による施工		世帯			世帯	
	計		世帯			世帯	
(10) 日常生活に必要な部分の修理費(住宅の応急修理費)	半壊(焼)以上		世帯			世帯	
	準半壊		世帯			世帯	
	計		世帯			世帯	
(11) 生業に必要な資金の貸与費		世帯			世帯		
(12) 学用品の給与費	小学校児童	教 科 書	人		人		
		文 房 具 等	人		人		
	中学校生徒	教 科 書	人		人		
		文 房 具 等	人		人		
	計		人		人		
(13) 埋葬費	大		人			人	
	小		人			人	
	計		人			人	
(14) 死体の捜索費		体			体		
(15) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			体	
	一時保存		体			体	
	検 査		体			体	
	計		体			体	
(16) 障害物の除去費		世帯			世帯		
(17) おそれ段階における輸送費							
(18) 輸送費							
(19) おそれ段階における賃金職員等雇上費		人			人		
(20) 賃金職員等雇上費		人			人		
2 実 費 弁 償 費		人			人		
3 扶 助 金		件			件		
4 損 失 補 償		件			件		
5 法 第 19 条 の 補 償							
II 救助事務に要した経費							
1 救助事務に要した経費							
2 法第20条第1項の求償に係る事務費							
III 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費							
合 計							

(注) 1 本表には、事項別明細書を添付すること。ただし、該当のない項目については省略することができる。
2 「備考」欄には、救助の実施につき特別基準を設定した場合は、その概要を記入すること。
3 「算定基準による算定額」欄の金額は、常に「実支出額」欄の金額以下の金額となるものであること。
4 救助の程度、方法及び期間について特別基準が認められた場合は、当該特別基準内容が「算定基準による算定額」となるものであること。

様式第二十四号を次のように改める。

様式第24号(第21条)

被害状況調
(年 月 日時点)

法 適 用 地 域 市 町 村 名				
災 害 救 助 法 適 用 年 月 日				
人 的 被 害	死	者		
	行 方 不 明	者		
	負 傷	重	傷	
		軽	傷	
		小	計	
	計			
住 家 の 被 害	棟 数	全壊(全焼)及び流失		
		大規模半壊		
		中規模半壊		
		半壊(半焼)		
		準半壊		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世 帯 数 及 び 人 員	全壊(全焼)及び流失	世帯	
			人員	
		大規模半壊	世帯	
			人員	
		中規模半壊	世帯	
			人員	
		半壊(半焼)	世帯	
人員				
準半壊	世帯			
	人員			
一部破損	世帯			
	人員			
床上浸水	世帯			
	人員			
床下浸水	世帯			
	人員			

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十一月二十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十八号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則（昭和二十五福岡県規則第百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「、生年月日及び性別」を削る。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第6条関係)

二級
木造 建築士登録事項変更届・書換え交付申請書

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、福岡県建築士法施行細則第6条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者住所.....

氏.....名.....

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変更前	ふりがな氏名	生年月日	年 月 日
変更後	ふりがな氏名	生年月日	年 月 日
変更理由			
摘要	<p>写真</p> <p>1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。</p> <p>2 貼付した写真は免許証に転写されます。</p>		

(注) 戸籍謄本(抄本)1通(発行後6月以内のもの)を添付すること。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十一月二十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行

細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十七年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「様式第六号」を「別に定める様式」に改める。

第六条中「様式第七号」を「様式第六号」に改める。

第八条を削る。

第九条中「様式第十一号」を「様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「様式第十二号」を「様式第八号」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「様式第十三号」を「様式第九号」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「様式第十四号」を「様式第十号」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「様式第十五号」を「様式第十一号」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「様式第十六号」を「様式第十二号」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「様式第十七号」を「様式第十三号」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「様式第十八号」を「様式第十四号」に改め、同条を第十五条とする。

様式第六号を削り、様式第七号を様式第六号とし、様式第八号から様式第十号までを削る。

様式第十一号中「第6条」を「第8条」に改め、同様式を様式第七号とする

様式第十二号中「第10条」を「第9条」に改め、同様式を様式第八号とする

様式第十三号中「第11条」を「第10条」に改め、同様式を様式第九号とする

様式第十四号中「第12条」を「第11条」に改め、同様式を様式第十号とする

様式第十五号中「第13条」を「第12条」に改め、同様式を様式第十一号とする

様式第十六号中「第14条」を「第13条」に改め、同様式を様式第十二号とする

様式第十七号中「第15条」を「第14条」に改め、同様式を様式第十三号とする

様式第十八号中「第16条」を「第15条」に改め、同様式を様式第十四号とする

附則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。